

要約筆記利用の手引き

焼津市役所障害福祉課

〒425-8502

焼津市本町 2 丁目 16-32

電話：054-626-1127

FAX：054-631-5765

（要約筆記専用）

<要約筆記とは？>

さまざまな理由で聴力が低下した、聞こえにくい・聞こえない方に、話の内容を要約しながら、その場で文字にして伝える筆記通訳のことです。

<どんな方法があるの？>

要約筆記には「手書き」と「パソコン入力」の2種類があります。派遣内容や利用者の人数によって要約筆記の方法が変わります。下の図で説明をします。これは一例なので、会場の大きさや人数等によって位置も変わります。

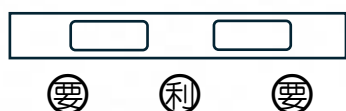
(図の説明)

①利用者（要約筆記を必要とする人） / ②要約筆記者
□ 用紙（手書き用に使う紙） / △ パソコン（入力用・表示用）
----- コード

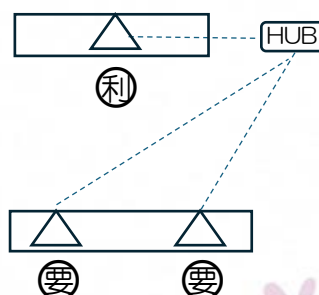
【利用者が少人数（1人～2人）の場合】

- ①ノートテイク・・・紙に手で書いた文字を見もらう方法（手書き）
- ②パソコンノートテイク・・・パソコンに入力した文字を見もらう方法

①ノートテイク



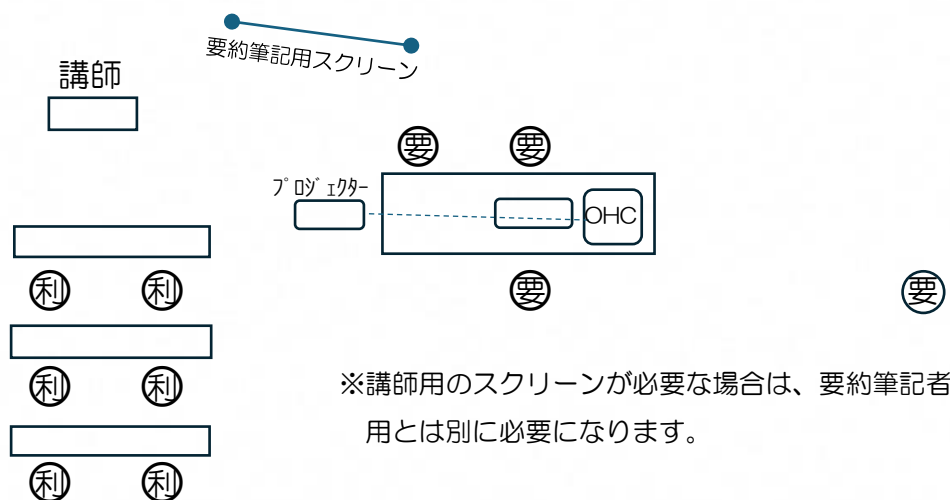
②パソコンノートテイク



【利用者が多数の場合】

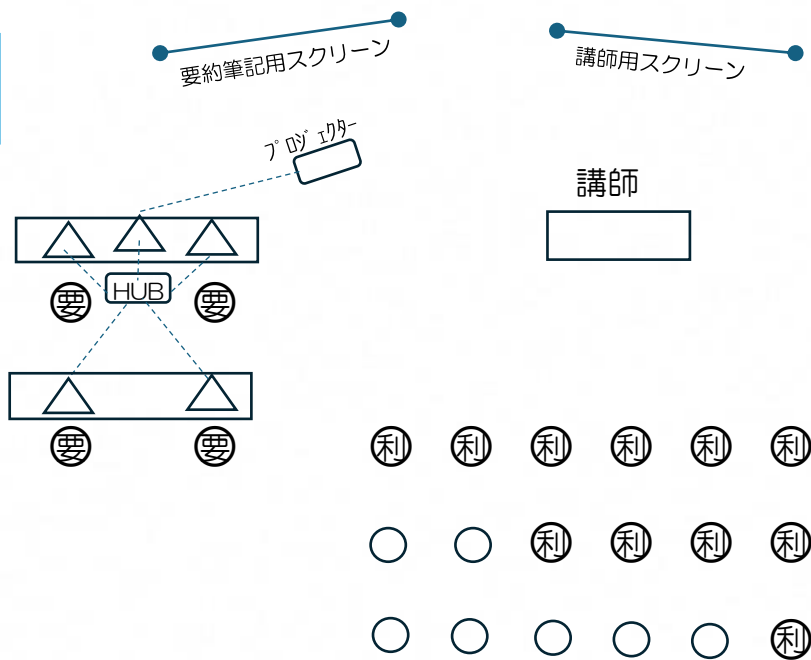
- ③OHC・・・透明シートに記入した文字をスクリーンに投影する方法
※オーバーヘッドカメラ（OHC）を使います。（手書き）

例



- ④全体投影・・・パソコンで入力した情報をスクリーンに投影する方法
(パリのの場合)

例



<どんな場面で依頼できるの？>

要約筆記をする人のことを「要約筆記者」と言います。

障害福祉課に依頼をすると要約筆記者を「派遣」して対応します。ただし、要約筆記者を依頼するには色々と決まりごとがあります。

①依頼できる人は以下の対象者です。

聴覚障害者・・・聴覚障害または音声機能障害、言語機能障害による身体障害者手帳を持っている人。

難聴者・・・手帳は持っていないけれども医師の診断書を持っている人。
(難聴の程度)

- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ 50 デシベル以上
- ・両耳による普通話声の語音明瞭度が 60 パーセント以下

②派遣できる場面

聴覚に障害がある人のコミュニケーションを支援するために派遣します。

個人の依頼は日常生活のお手伝いを、団体の依頼は団体と健聴者とのコミュニケーション支援が対象となります。

詳しいことは障害福祉課にお問い合わせください。

これまでに派遣した場面も例として記載します。

- ・医療機関等での生命及び健康に関する場合（病院での受診、健康診断等）
- ・財産、労働等の権利義務に関する場合（就職の面接、不動産の売買等）
- ・官公庁、裁判所、警察、公共職業安定所、学校等の公的機関と連絡調整を図る場合（学校の保護者会、免許の更新、市役所での相談等）
- ・社会参加を促進する学習活動等に関する場合（所属団体の総会や会議・視察等の健聴者とのコミュニケーション、公民館主催の講演会等）
- ・冠婚葬祭等の地域生活及び家庭生活に関する場合（葬儀、町内会や自治会活動、防災訓練、福祉用品の購入相談等）

③派遣できない場面

政治活動、宗教活動（冠婚葬祭は除く）、娯楽活動（ゲームセンターやゴルフ、個人の旅行等）、聴覚障害がある人の職場（就職のための面接等は除く）、食料品や日用雑貨等の買い物、学校や塾など日常的に受ける教育や講習、営利活動、所属団体内の活動（総会、講演会等は除く）

<どうやって申し込むの？>

希望する日の2週間くらい前までに障害福祉課に申し込みをします。
事故などの緊急時は、消防や警察が要約筆記者を派遣してくれます。通報の際に要約筆記者が必要なことを伝えてください。
要約筆記者の派遣に対する費用は無料です。

希望する日が決まったら・・・

- ①要約筆記の依頼をする。(窓口で直接提出、FAX、LoGo フォーム)
 - ②障害福祉課が要約筆記者を探す。
 - ③派遣する要約筆記者が決まったら、障害福祉課から「決定通知書」が送られてくる。
 - ④当日、指定した待ち合わせ時間・場所に要約筆記者が来てくれる。
- といった流れになります。

申込書は障害福祉課の窓口でお渡し、もしくは焼津市のHP からダウンロードできます。また、LoGo フォームから直接依頼の入力をする方法もあります。

(利用時の注意事項)

要約筆記者の依頼をする時に、気を付けていただきたい事があります。

- ・要約筆記者が使用した用紙等はお渡しすることはできません。
 - ・資料がある場合は早めに障害福祉課へ提供してください。どうしても当日になってしまう場合は、直接要約筆記者にお渡しください。
 - ・病院など相手がいる場合は、要約筆記者が同行することをあらかじめ相手に伝えてください。
 - ・依頼を取りやめる場合は、できるだけ早く障害福祉課へご連絡ください。
 - ・手書きノートテイクの場合、用紙やペン等は要約筆記者が持参します。
- 利用者が準備する必要はありません。

お問い合わせ

焼津市役所 障害福祉課 障害福祉担当

TEL：054-626-1127 FAX：054-631-5765

メール：shogai@city.yaizu.lg.jp

窓口：平日午前8時30分～午後5時15分まで